

屋外広告物許可申請の手引き

河合町

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、はり紙、はり札、立看板、広告旗並びに広告塔、建植広告物、建築物等に掲出されているもの等のことをいいます。

また、表示内容が営利を目的としたものでなく、行事や催事などの案内も屋外広告物に含まれます。

禁止広告物

■ 次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

禁止物件

■ 次の物件には、屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

《屋外広告物の表示・掲出物件の設置ができない物件》

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- (2) 街路樹、路傍樹
- (3) 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- (4) 銅像、記念碑及びこれらに類するもの
- (5) 景観法第19条第1項の規定により指定された、景観重要建造物及び、同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (6) 文化財保護法第27条又は、奈良県文化財保護条例第4条第1項の規定により、指定された建造物
 - ①重要文化財に指定された建物
 - ②奈良県指定有形文化財に指定された建造物
- (7) 石垣、よう壁
- (8) 火災報知機、消火栓、火の見やぐら
- (9) 送電塔、送受信塔、照明塔

■ 電柱、街灯柱、その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。



禁止地域等

■ 次の地域や、場所には屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲出するための物件（掲出物件）を設置することはできません。

● 《屋外広告物の表示・掲出物件の設置ができない地域又は場所》

1. 文化財保護法により指定された地域

- （１）国宝又は重要文化財の建造物の周囲５０m以内
- （２）特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）
- （３）特別史跡、特別天然記念物の周囲１００m以内

2. 奈良県文化財保護条例により指定された地域

- （１）県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域

3. 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の規定による、歴史的風土保存区域（一部区域を除く）

4. 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」の規定による次の地域

- （１）第一種歴史的風土保存地区
- （２）第二種歴史的風土保存地区

5. 「都市計画法」の規定による次の地域

- （１）第一種、第二種低層住居専用地域
- （２）風致地区（郡山城跡風致地区内の一部地域を除く。）
- （３）伝統的建造物群保存地区

（参考）～都市計画法抜粋～ （地域地区）第8条第１項第１号

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

◎	×
・ 第一種中高層住居専用地域＝◎ ・ 第二種中高層住居専用地域＝◎ ・ 第一種住居地域＝◎ ・ 第二種住居地域＝◎ ・ 準住居地域＝◎ ・ 近隣商業地域＝◎ ・ 商業地域＝◎ ・ 準工業地域＝◎ ・ 工業地域又は工業専用地域＝◎	・ 第一種低層住居専用地域＝× ・ 第二種低層住居専用地域＝×

6. 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」の規定による、近郊緑地特別保全地区

7. 「森林法」の規定による次の地域

- （１）保安林として指定された森林のある地域
- （２）（通称）香具山風致保安林、耳成山風致保安林、畝傍山風致保安林の周囲１００m以内

8. 陵、墓地、火葬場

9. 次に掲げる道路敷地又は、鉄道敷地から展望できる地域（展望禁止地域）では、原則として

屋外広告物の表示・設置はできません。(商業地域、近隣商業地域を除く)

ただし、自家用の広告物(自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの)については、これらの地域においても、用途地域、店舗等の建物延面積等に応じて、屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。

(1) 次の鉄道から展望できる範囲で線路用地の両側300メートル以内

①西日本旅客鉄道関西本線

②近畿日本鉄道奈良線のうち生駒駅から奈良市界までの区間

上記の地域のうち、駅構内の区域、都市計画法の規定により定められた、商業地域及び近隣商業地域並びに、大和小泉駅から法隆寺駅までの区間の線路用地の東側及び南側の地域を除く

(2) 次の鉄道から展望できる範囲で線路用地の両側100メートル以内

①近畿日本鉄道大阪線のうち八木駅から大福駅までの区間

(3) 次の道路敷地及び道路予定地から展望できる範囲の両側100メートル以内

①県道奈良大和郡山斑鳩線のうち、大和郡山市小泉町字大黒田160番地の1(富雄川との交点)から、斑鳩町大字岡本1776番地先までの区間及び、同地点から同大字法隆寺字院田312番地の1(一般国道25号との交点)までの同県道建設地

②県道室生口大野停車場線。ただし、市街地を除く。

③県道吉野室生寺針線のうち、県道室生口大野停車場線との交点から室生寺までの区間

④県道吉野神宮停車場線

⑤県道桜井吉野線のうち、県道吉野神宮停車場線との交点から終点までの区間。
ただし、県立吉野公園を除く。

(4) 次の道路敷地及びこれらから展望できる範囲の両側300メートル以内

①県道大阪生駒線及び奈良生駒線のうち奈良市界から大阪府界までの区間(阪奈道路)

②県道大台ヶ原伯母峯線(大台ヶ原有料道路)

③一般国道25号のうち、大和郡山市小泉町における西日本旅客鉄道関西本線との交点から、県道法隆寺線との交点までの区間

④生駒山自動車道(信貴生駒スカイライン)

⑤県道多武峯見瀬線の一部(明日香有料道路)

(5) 次の道路敷地及び道路予定地から展望できる範囲の両側500メートル未満

①一般国道25号(名阪国道)。ただし、奈良市域を除く。

②高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(西名阪道路)。

(6) 次に掲げる区域

①一般国道169号(起点から県道大三輪十市線との交点までの区間)の東側の区域で、同線から春日山風致地区、山の辺風致地区、三輪山の辺風致地区又は大和青垣国定公園に至る区域。ただし、奈良市域及び市街地を除く。

②近畿日本鉄道吉野駅前広場

(7) 次の道路(高架橋等を有する区間を除く。以下この号において「幹線沿道」という。)の交差点(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第2条第1項第5号に規定する交差点であって、信号機を有するものに限る。次号において同じ。)の中心から、幹線道路の中心線

に沿って、それぞれ30mに、幹線道路と交差する道路の幅員の2分の1を加えた距離だけ離れた点において、幹線道路の中心線に垂直に引いた線の内側の区域であって、幹線道路の道路敷地の両端から30m以内のもの(道路敷地を除く。)その他、これに準じる区域で知事が定めるもの

- ①一般国道25号のうち、斑鳩町内の一般国道168号との交点から、同町と王寺町との境界線までの区間(三郷町の区間を除く。)
- ②一般国道163号(清滝生駒道路)のうち、生駒市と大阪府四条畷市との境界線から生駒市と京都府相楽郡精華町との境界線までの区間
- ③一般国道168号のうち、斑鳩町内の一般国道25号との交点から、同町と平群町との境界線までの区間
- ④一般国道168号のうち、生駒市と平群町との境界線から、一般国道163号(清滝生駒道路)との交点までの区間
- ⑤主要地方道奈良生駒線のうち、生駒市と大阪府四条畷市との境界線から、奈良市と生駒市との境界線までの区間
- ⑥主要地方道枚方大和郡山線のうち、一般国道163号(清滝生駒道路)との交点から、奈良市と生駒市との境界線までの区間

- (8) 奈良県景観計画に定める、広域幹線沿道区域又は、第二種特定区域を構成する道路(以下「幹線道路」という。)の交差点の中心から、幹線道路の中心線に沿って、それぞれ30mに、幹線道路と交差する道路の幅員の2分の1を加えた距離だけ離れた点において、幹線道路の中心線に垂直に引いた線の内側の区域であって、幹線道路の道路敷地の両端から、30m以内のもの(道路敷地を除く。)その他、これに準じる区域で知事が定めるもの。
※(上記の地域のうち、「1.」から「6.」までに掲げる地域又は場所を除く。)

●《屋外広告物を表示できない場所》

- (1)「都市公園法」の規定による都市公園
- (2)「奈良県立公園条例」の規定による県立公園



許可地域

- 河合町内全域において屋外広告物を表示したり、掲出物件を設置するときは、河合町長の許可が必要です。ただし、屋外広告物等の表示・設置が禁止されている地域、場所を除きます。

主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区

1. 広告景観づくりに関する基本事項

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みの一体感や連続性を高めるとともに、盆地の四周を囲む大和青垣等への眺望に配慮した広告景観づくりを図るため、屋外広告物の色彩への配慮並びに、建築物の屋上など高所に掲出する屋外広告物の形態への配慮及び、照明等の使用の抑制を行います。

《指定する区域》

次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から30メートル以内

(1) 一般国道24号のうち、一般国道25号との交点（大和郡山市横田町地内）から、中町中川交差点（天理市中町地内）との交点までの区間。

(2) 主要地方道大和高田斑鳩線のうち、河合町泉台3丁目から、主要地方道天理王寺線との交点までの区間

(3) 一般国道168号のうち、香芝市道1-52号線との交点から、香芝市道5-75号線との交点までの区間

主要地方道香芝インター線全線

《大和郡山市・天理市・香芝市・河合町で定める「広告物等の表示の方法に関する事項」》

全広告物	照 明	・ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、5mを越える高さのものは点滅しないものに限ること。																											
	色 彩	1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 <table><tr><th>色</th><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>赤</td><td>0.1R～10.0R</td><td>10.0以下</td></tr><tr><td>黄赤</td><td>0.1YR～10.0YR</td><td>10.0以下</td></tr><tr><td>黄</td><td>0.1Y～10.0Y</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>黄緑～緑</td><td>0.1GY～10.0GY～10.0G</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>青緑</td><td>0.1BG～10.0BG</td><td>7.0以下</td></tr><tr><td>青～青紫</td><td>0.1B～10.0B ～10.0PB</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>紫</td><td>0.1P～10.0P</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>赤紫</td><td>0.1RP～10.0RP</td><td>8.0以下</td></tr></table> ※ 地色とは、文字以外の部分をさす ※ 地色の面積の 1 / 3 未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする		色	色相	彩度	赤	0.1R～10.0R	10.0以下	黄赤	0.1YR～10.0YR	10.0以下	黄	0.1Y～10.0Y	8.0以下	黄緑～緑	0.1GY～10.0GY～10.0G	8.0以下	青緑	0.1BG～10.0BG	7.0以下	青～青紫	0.1B～10.0B ～10.0PB	8.0以下	紫	0.1P～10.0P	8.0以下	赤紫	0.1RP～10.0RP
色	色相	彩度																											
赤	0.1R～10.0R	10.0以下																											
黄赤	0.1YR～10.0YR	10.0以下																											
黄	0.1Y～10.0Y	8.0以下																											
黄緑～緑	0.1GY～10.0GY～10.0G	8.0以下																											
青緑	0.1BG～10.0BG	7.0以下																											
青～青紫	0.1B～10.0B ～10.0PB	8.0以下																											
紫	0.1P～10.0P	8.0以下																											
赤紫	0.1RP～10.0RP	8.0以下																											
屋上広告物	・ 表示面積は次の表に定める面積以下であること。																												
	建物の幅	広告物の合計面積 (各面あたり)																											
		建物の高さ12m未満	建物の高さ12m以上																										
	20m未満	30㎡以下	40㎡以下																										
	20m以上 50m未満	45㎡以下	60㎡以下																										
	50m以上100m未満	60㎡以下	80㎡以下																										
	100m以上	90㎡以下	120㎡以下																										

《指定年月日》平成21年10月30日（効力の発生する日：平成21年11月1日）

適用除外

次の屋外広告物や掲出物件については、屋外広告物に関する一定の規制の適用が除外されます。
したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合があります。

《禁止地域・禁止物件・許可区域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

1. 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの
2. 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの
3. 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの
4. 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもので、規則で定める基準に適合するもの(奈良県屋外広告物条例第6条の2に規定するものを除く。)

◇奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準) 第1条(別表)

- 一、奈良県屋外広告物条例第六条第一項第四号の規定に基づき、条例第4条(禁止：設置してはならない)の規定を適用しない、自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの

【自家用広告物で次の基準に適合するもの】

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の設置基準	
	広告物の総表示面積	その他の事項
一、①歴史的風土特別保存地区。 ②明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区。 ③近郊緑地特別保全地区。	5㎡以内	イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものの色彩は薄色で点滅しないもの
二、①歴史的風土保存区域。 ②明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区。 ③風致地区。	7㎡以内	
三、条例第4条第1項に規定する地域又は場所及び第2項に規定する区域のうち、一又は二に掲げる以外の地域及び場所	10㎡以内	
※ 自家用広告物とは、次の条件を満たす広告物をいいます。 (1) 自己の事業又は、営業に関する屋外広告物 (2) 自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの		

備考

- ①建築物又は、その他の工作物に直接設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点より、展望した場合の建築物又は、その他の工作物の垂直投影面積の、5分の1を超えないこと。
- ②特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること。
- ③特定商品名のみを表示するものでないこと。

◇河合町奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準)第5条 別表第2

- 一、条例第6条第1項第4号の規定に基づく、条例第5条第1項の規定（許可を受けなければならない）を適用しない、自己の事業又は、営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの

【自家用広告物で次の基準に適合するもの】

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格及び内容
条例第5条第1項第1号から第4号に規定する地域及び場所	各広告物の表示面積を合算し、その合算面積は、10㎡以下であること。

備考

- ①建築物又はその他の工作物に直接設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点より展望した場合の建築物又はその他の工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。
- ②特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること。
- ③特定商品名のみを表示するものでないこと。

5. 自己の所有する土地又は建造物の一部に管理上必要があって設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

◇奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準) 第1条(別表)

二. 奈良県屋外広告物条例第6条第1項第5号の規定に基づき、条例第4条の規定(禁止:設置してはならない)を、適用しない、自己の所有する土地又は、建造物の一部に管理上設置するもの

【自己管理地広告物で次の基準に適合するもの】

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格
一. 歴史的風土特別保存地区。 第一種歴史的風土保存地区。 近郊緑地特別保全地区。	表示面積の合計は、1㎡以下であること。
二. 条例第4条第1項に規定する地域又は場所及び第二項に規定する区域のうち、一に掲げる以外の地域又は場所	表示面積の合計は、5㎡以下であること。
※ 自己管理地広告物とは、次の条件を満たす広告物をいいます。 (1) 自己の所有する土地又建造物の一部に、表示する屋外広告物 (2) 管理上表示の必要があるもの	

◇河合町奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準)第5条 別表第2

二. 条例第6条第1項第5号の規定に基づく、条例第5条第1項の規定(許可を受けなければならない)を適用しない自己の所有する土地又は、建造物の一部に管理上設置するもの。

【自己管理地広告物で次の基準に適合するもの】

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格
条例第5条第1項第1号から第4号に規定する地域又は場所	表示面積の合計は、5㎡以下であること。

6. 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので、その会場の敷地内に表示するもの

7. 車両に表示されるもの

8. 慣例その他特別の理由によりやむを得ないと知事が認めるもの

条例第6条第1項第8号の知事が認めるものは、次のとおりとする。

- 一 社寺、教会が宗教的行事のために表示し、又は設置するもの
- 二 年中行事のために主催者が表示し、又は設置するもの
- 三 冠婚葬祭のためにするもの
- 四 公益の利益のために、国又は地方公共団体に寄附した物件の一部に表示するもので、当該物件の立面積の10分の1以内の表示面積のもの

9. 《禁止地域・許可区域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

道標若しくは案内板で、規則で定める基準に適合するもの又は、これを掲出する物件については、第4条第1項及び第2項並びに、第5条第1項の規定（許可を受けなければならない）は、適用しない。ただし、当該道標等を電柱、街灯柱及びこれらに類するものに掲出する場合は、この限りでない。

◇奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準) 第1条(別表)

三. 奈良県屋外広告物条例第6条第2項「適用除外」の規定に基づき、条例第4条第1項及び、第2項（禁止：設置してはならない）の規定を適用しない道標及び案内板

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の目的及びその内容
一. 歴史的風土特別保存地区 第一種歴史的風土保存地区 近郊緑地特別保全地区	1. 道標 大きさは、縦が30cm以下で、かつ、横が75cm以下であること。 2. 案内板 ①文化財保護法の規定により指定された重要文化財、史跡名勝天然記念物若しくは、仮指定された史跡名勝天然記念物又は、奈良県文化財保護条例の規定により指定された、奈良県指定文化財の紹介又は案内を目的とするものであること。 ②表示面積は、5㎡以下であること
二. 条例第4条第1項第9号の規定により、知事が告示で、指定した交差点に係る地域又は場所のうち、上記、（歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区）に掲げる以外の地域又は場所	1. 道標 ①大きさは、縦が80cm以下で、かつ、横が2.4m以下であること。 ②地盤面から広告物の上端までの高さは、4m以下であること。ただし、同一支柱に2以上の広告物を縦に表示する場合にあっては、地盤面から広告物の上端までの高さは、4.8m以下であること。 2. 案内板 ①文化財保護法の規定により指定された、重要文化財、史跡名勝天然記念物若しくは、仮指定された史跡名勝天然記念物又は、奈良県文化財保護条例の規定により指定された、奈良県指定文化財の紹介又は案内を目的とするものであること。 ②表示面積は、5㎡以下であること。
三. 条例第4条第1項に規定する地域又は場所及び第2項に規定する区域のうち、一及び二に掲げる以外の地域又は	1. 道標 大きさは、縦が40cm以下で、かつ、横が105cm以下であること。

場所	2. 案内板 (1)文化財保護法の規定により指定された、重要文化財、史跡名勝天然記念物若しくは、仮指定された史跡名勝天然記念物又は、奈良県文化財保護条例の規定により指定された、奈良県指定文化財の紹介又は、案内を目的とするものであること。 (2)表示面積は、5㎡以下であること。
----	---

◇河合町奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準)第5条 別表第2

三. 条例第6条第2項の規定に基づく、条例第5条第1項の規定（許可を受けなければならない）を適用しない道標及び案内板

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の目的及びその内容
条例第5条第1項第1号から第4号に規定する地域又は場所	1. 道標 縦40cm以下、横105cm以下であること。 2. 案内板 (1) 文化財保護法の規定により指定された重要文化財、史跡名勝天然記念物若しくは仮指定された史跡名勝天然記念物又は奈良県文化財保護条例(昭和52年3月奈良県条例第26号)の規定により指定された奈良県指定文化財の紹介、案内を目的とするものであること。 (2) 表示面積は、5㎡以下であること。

10.《禁止区域のうち展望禁止地域で許可を受ければ掲出できる屋外広告物》

奈良県屋外広告物条例第四条第一項第九号の規定により、知事が指定した地域又は場所「展望禁止区域」において、自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものについては、同項から同条第四項までの規定（禁止：設置してはならない）は、適用しない。この場合においては、当該広告物又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

◇奈良県屋外広告物条例施行規則(適用除外の基準) 第1条（別表）

四. 奈良県屋外広告物条例第六条の二の規定により、自己の事業又は、営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、条例第四条第一項の禁止規定（禁止：設置してはならない）が適用されないが、知事の許可を要するもの

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格
一. 条例第4条第1項第9号の規定により、知事が告示で指定した鉄道又は、道路敷地及びこれらから展望できる範囲内の地域又は場所で、当該地域等が都市計画法第2章の規定により定められた準工業地域、工業地域又は工業専用地域	1. 建築延面積が500㎡以下の場合は、各広告物の表示面積の合計が10㎡を超え、20㎡以下であること。 2. 建築延面積が500㎡を超え、1,000㎡以下の場合は、各広告物の表示面積の合計が10㎡を超え、30㎡以下であること。 3. 建築延面積が1,000㎡を超える場合は、各広告物の表示面積の合計が10㎡を超え、40㎡以下であること。
二. 条例第4条第1項第9号の規定により知事が告示で指定した鉄道又は道路敷地及びこれらから展望できる範囲内の地域又は場所で、一に掲げる以外の地域又は場所	1. 建築延面積が500㎡以下の場合は、各広告物の表示面積の合計が10㎡を超え、15㎡以下であること。 2. 建築延面積が500㎡を超え1,000㎡以下の場合は、各広告物の表示面積の合計が10㎡を超え、25㎡以下であること。 3. 建築延面積が1,000㎡を超える場合は、各広告物の表示面積の合計が10㎡を超え、35以下であること。
三. 条例第4条第1項第9号の規定により知事が告示で指定した交差点に係る地域又は場所で、一及び二に掲げる以外の地域又は場所	1. 各広告物の表示面積の合計が10㎡を超えるものであること。

備考

- ①一及び二に掲げる地域又は場所にあつては、鉄道又は道路敷地からの距離が20mを増すごとに広告物の規格にそれぞれ10分の1の面積を加算するものとする。
- ②一及び二に掲げる地域又は場所において、建築物又はその他の工作物に直接設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点より展望した場合の建築物又はその他の工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。

③特定商品名を表示する場合にあっては、その表示面積は、各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること。

④特定商品名のみを表示するものでないこと。

11. 《許可区域で許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第1項（許可を受けなければならない）の規定は、適用しない。

（1）放送事業者、新聞社又は通信社の発行する速報又は掲出物件

（2）短期間の表示又は設置で知事が定めるもの

◇奈良県屋外広告物条例施行規則（短期間の広告物）第4条

（短期間の広告物）条例第7条第2号の知事が定めるもの

1. 広告面に表示期間並びに、責任者の住所及び氏名を明記した面積0.5㎡以内の広告物で、表示期間が1週間以内のもの

2. 一定の場所を定めて、設置する広告物を掲出する物件に表示する広告物で、表示期間が2週間以内のもの

許可基準

■一般基準

□美観上の基準

1. 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
2. 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のみのものであること。
3. 赤、緑、紫等の原色に近い色彩（※１）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。
（※２）
4. 赤色と緑色、緑色と紫色等の補色関係については、近接して使用しないこと。
5. イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
6. サーチライトは使用しないこと。

□危害防止の基準

1. 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
2. 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
3. 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
4. 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

□色彩の一般基準

※１「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色相（H）	明度（V）	彩度（C）
赤（R）	1 R以上6 R未満	4以上6未満	8超え
緑（G）	1 G以上7 G未満	4以上7未満	6超え
紫（P）	6 P以上9 P未満	4以上6未満	7超え

※２「その表示部分を最小面積にとどめること」（※１のマンセル値に該当した場合）

都市計画法第２章に規定する用途地域のうち商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
５０％を超えない範囲 （赤、緑、紫の合計面積）	４０％を超えない範囲 （赤、緑、紫の合計面積）

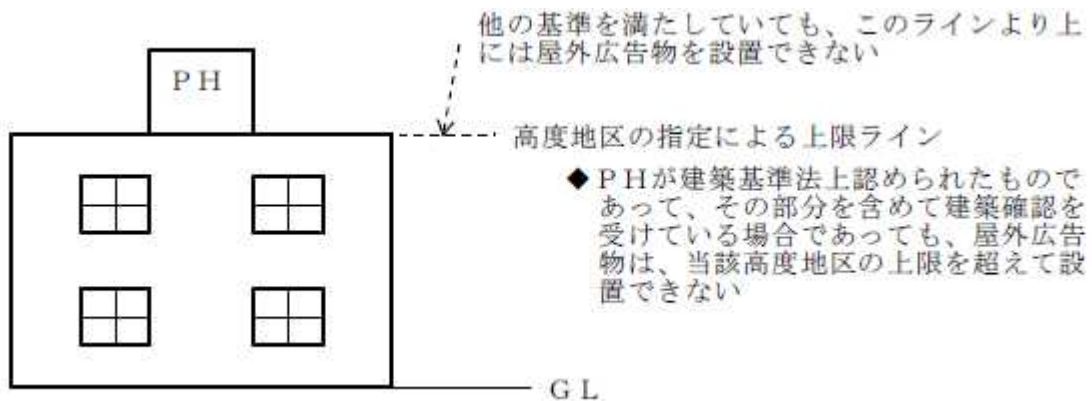
■種類別基準

□建築物を利用するもの

屋上広告物

1. 屋上広告物の共通基準

(1) 高度地区の指定による限度



(2) 和風建築物の棟には、屋外広告物を掲げないこと

(3) 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

2. 屋上広告物の地域別基準

屋上広告物の地域別基準

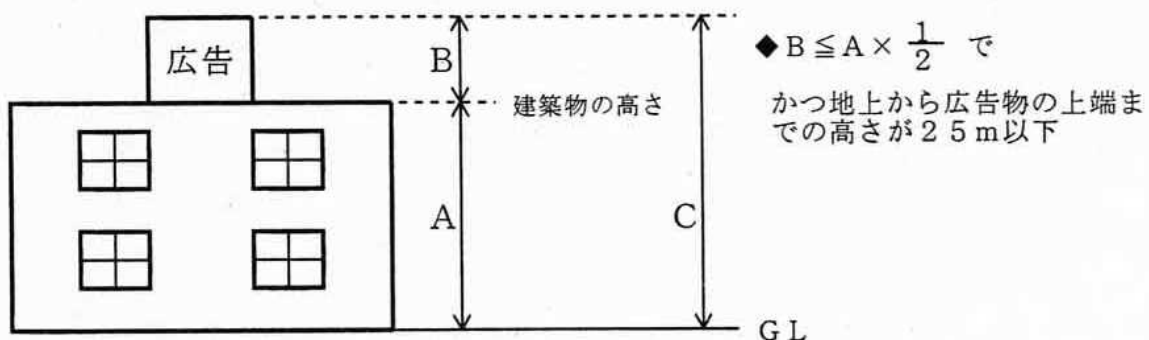
A＝建築物の高さ（＝建築物の最高の高さ）

B＝広告物の高さ（＝建築物の高さから広告物の表示面積の上端まで）

C＝平均G Lから広告物の表示面積部分の上端までの高さ

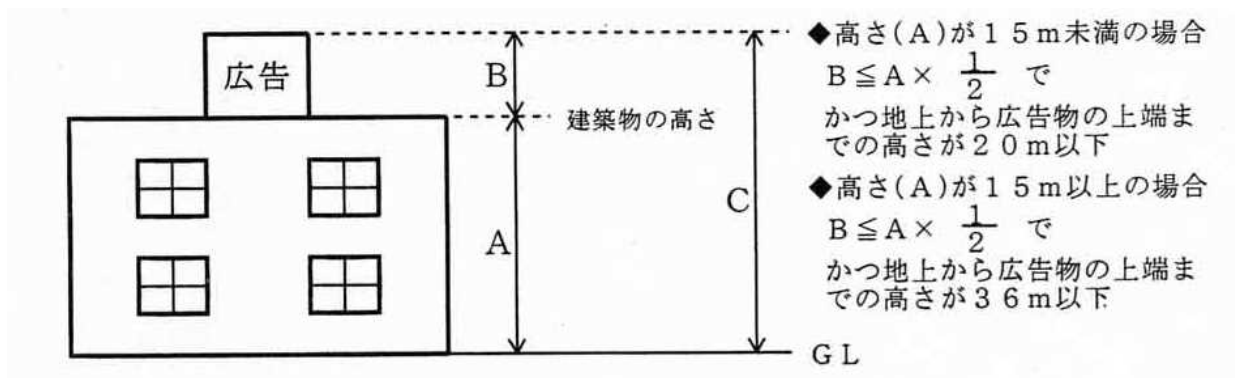
(1) 屋上第1種地域

（第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域又は準住居地域）



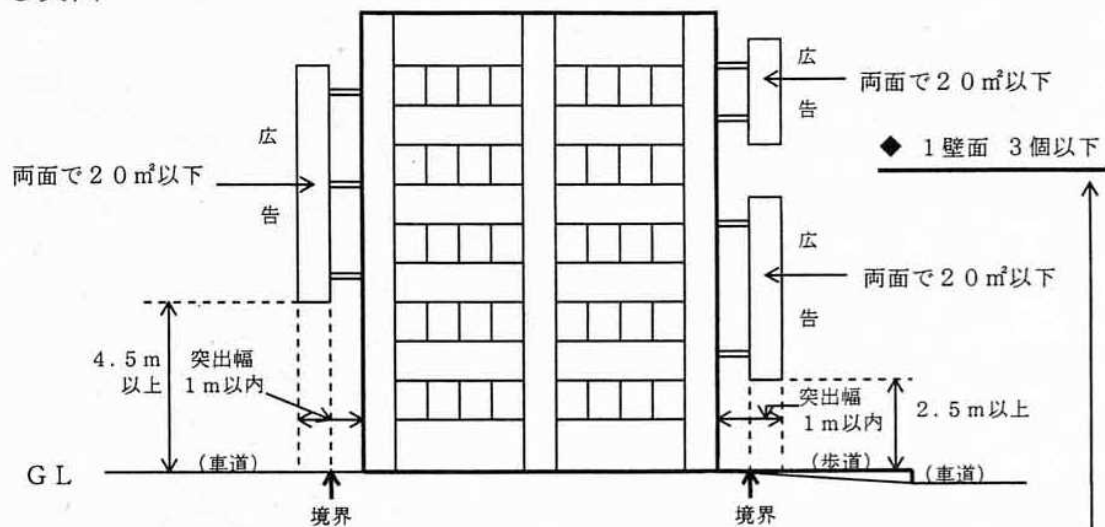
(2) 屋上第2種地域

(第1種に掲げる地域以外の地域)

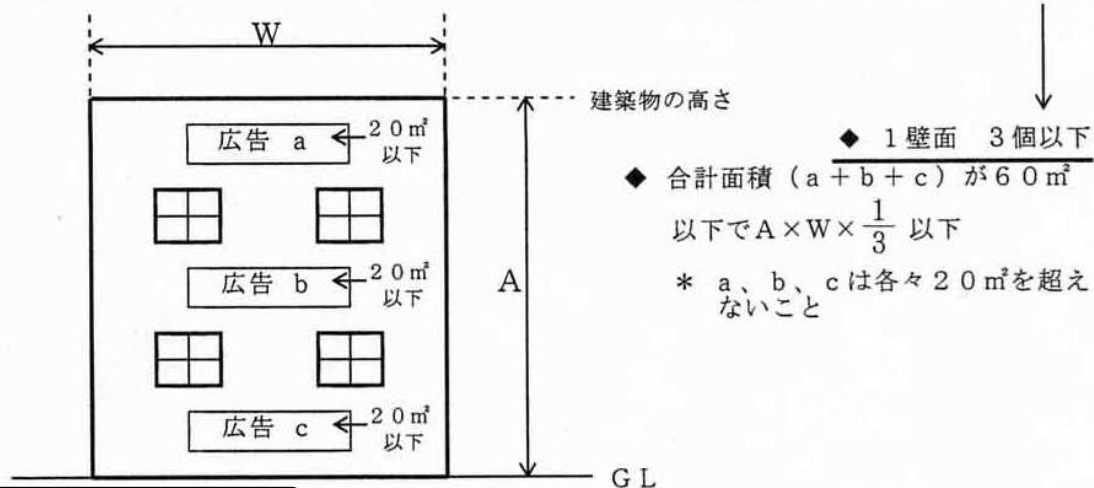


軒下廣告物

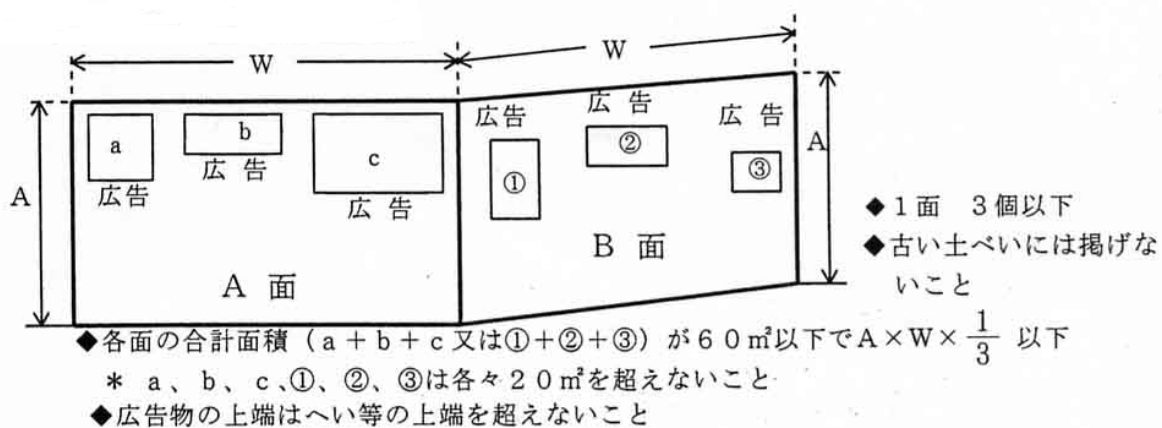
○突出



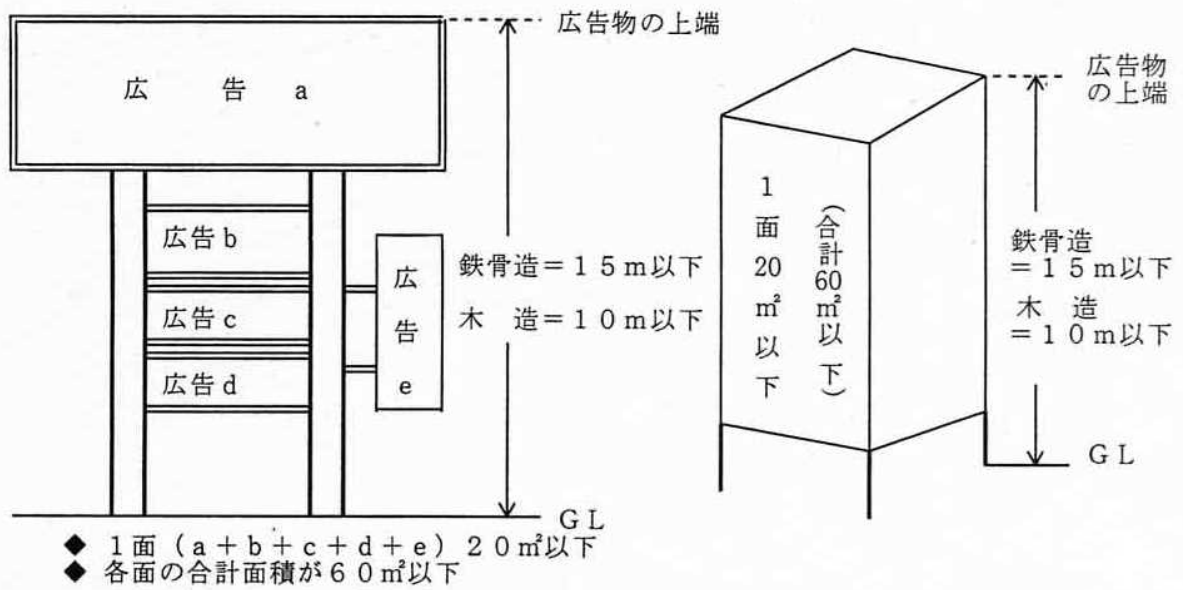
○壁面



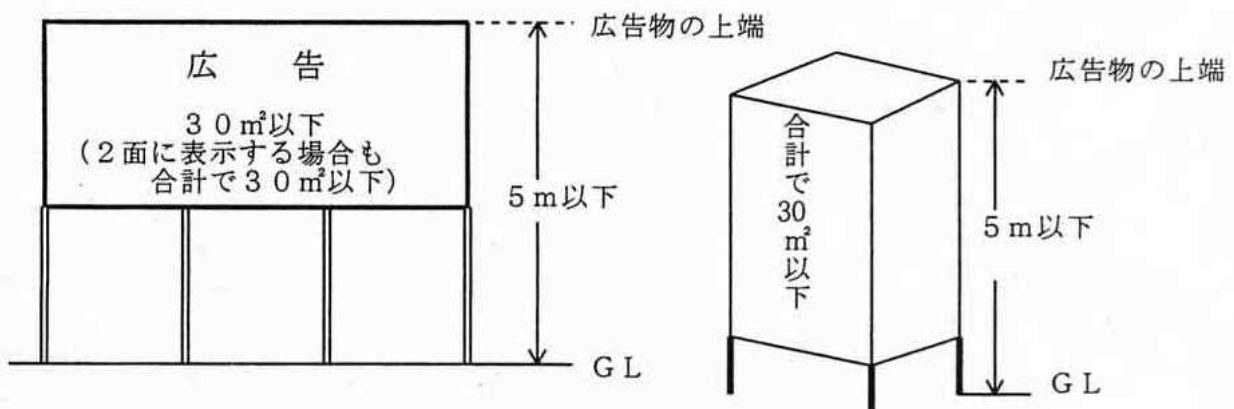
へい、かき広告物



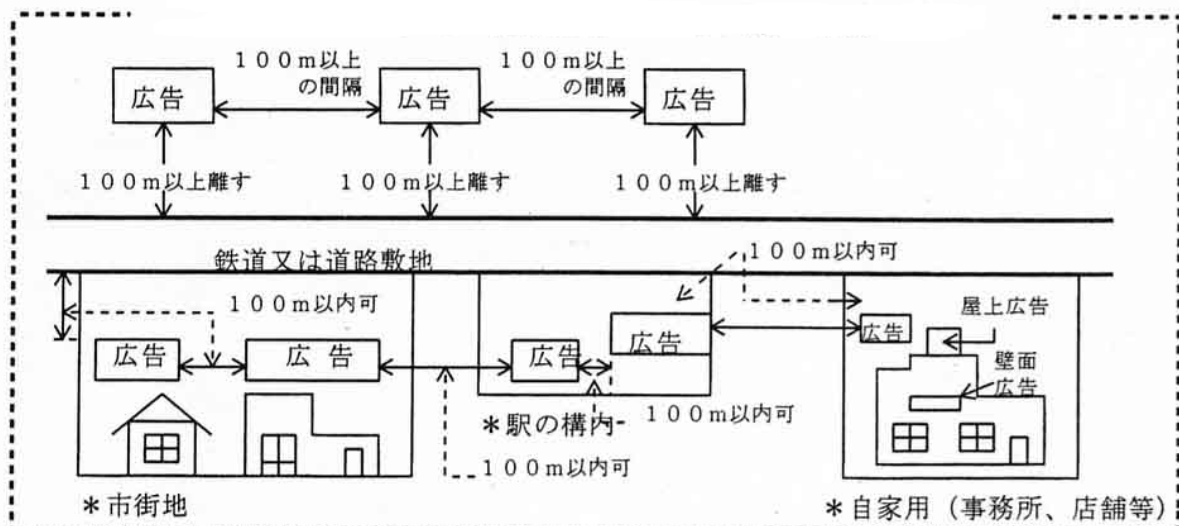
広告塔



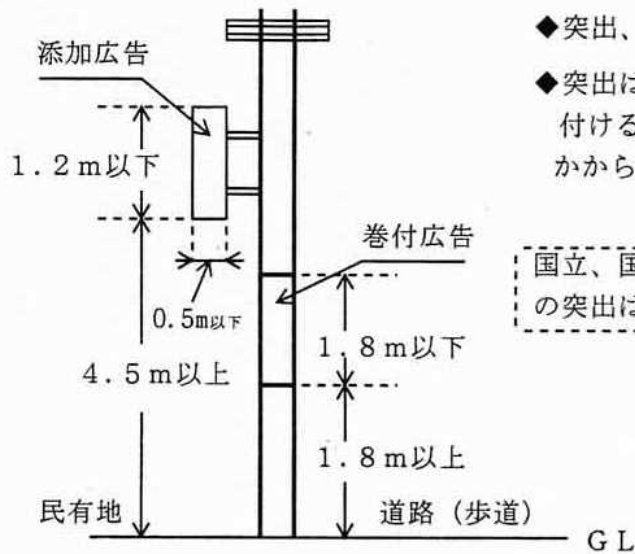
建植広告物



鉄道又は道路敷からの距離及び広告相互の間隔に関する基準



電柱広告物（突き出し広告、巻き付け広告）

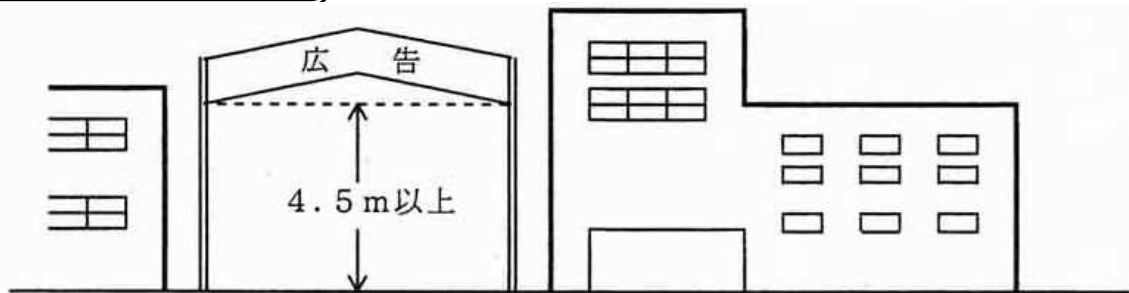


◆突出、巻付は電柱1本にそれぞれ1個

◆突出は、道路と反対の方向（民有地側）に取り付けること。〔突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合は、この限りでない〕

国立、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の突出は、設置高さが5m以下とされている

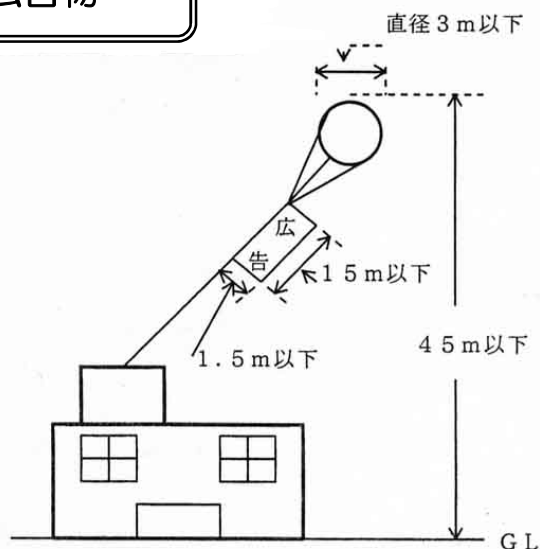
アーチ広告物



◆アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示

◆上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



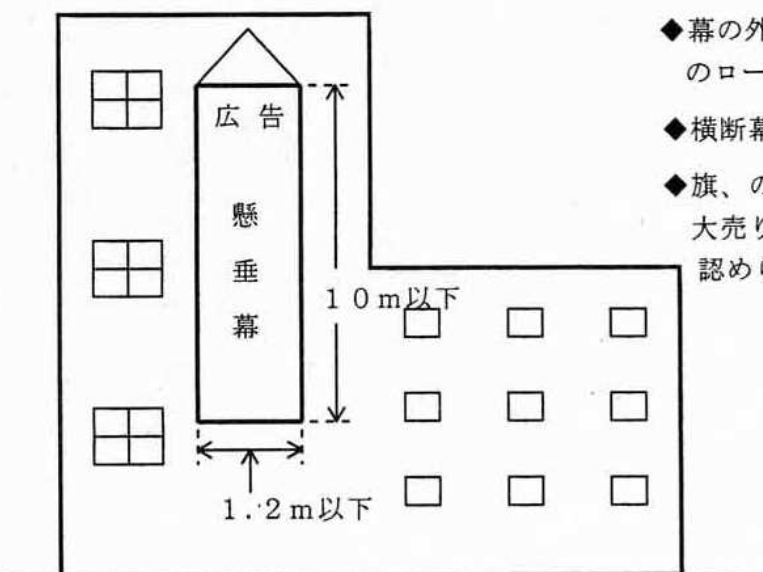
◆掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと

◆広告面にネットを使用のこと

◆風速5m以上の時は掲揚しないこと

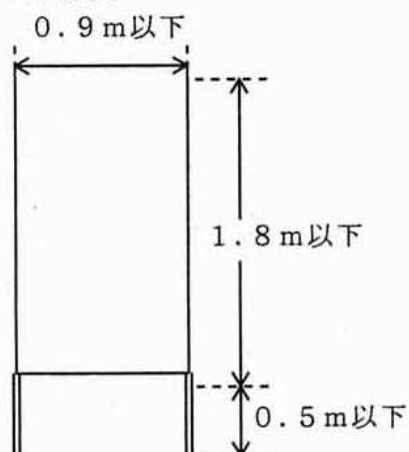
◆気球に補助綱があること

広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）



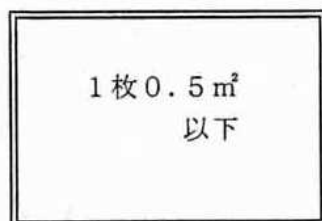
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□ 立看板

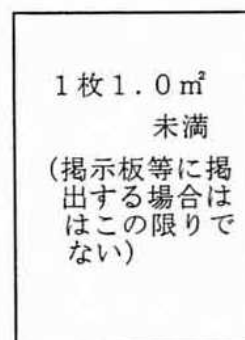


- ◆設置期間は、2ヶ月以内

□ はり札



□ はり紙

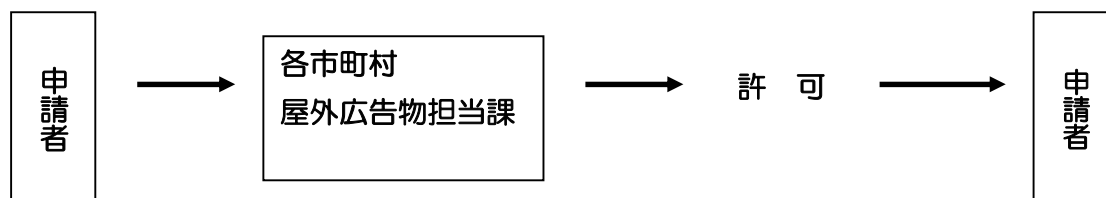


- ◆新聞紙に墨書き又は絵具書きしたものは掲出ししないこと
- ◆掲出期間は、1ヶ月以内

許可申請等の手続き

許可申請等についての照会、相談、受付等は各市町村屋外広告物担当課で行っております。

許可申請の流れ



■新設の場合

広告物許可申請書正副2通に、次の書類（22ページ参照）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■変更の場合

広告物変更許可申請書正副2通に、変更の内容を明らかにした書類（22ページ参照）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

※既許可を廃止せずに、広告物の数を変更する場合はコチラの申請になります。

すべての広告物を撤去し、既許可を廃止する場合は、屋外広告物除却（廃止）届を提出してください。

■継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。

期限後も、引き続き広告物を提出する場合は、期間満了の30日前までに、広告物継続許可申請書正副2通を提出し、許可を受けてください。

奈良県屋外広告物安全点検実施ガイドラインを参考に点検を実施し、屋外広告物安全点検報告書を併せて提出してください。

※広告物継続許可申請書には、物件及び周辺の状況が分かるカラー写真を添付してください。

屋外広告物安全点検報告書には、点検状況が確認できるカラー写真を添付してください。

各許可申請書には手数料（23ページ参照）が必要です。

■申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届 1 通を提出してください

■広告物を撤去し、既許可を廃止する場合

屋外広告物除却（廃止）届 1 通を提出してください。

■その他（他法令により手続きが必要な場合）

1. 高さ4mを超える広告塔等に、広告物を掲出する場合

工作物の確認（建築確認）

・県土木事務所

2. 道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（国道） 奈良国道工事事務所（出張所）管理課

（県道、県管理の国道）県土木事務所管理課

（市町村道）各市町村の道路管理担当課

3. その他許可認可の手続きが、必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

許可申請必要書類

必要書類		新規	変 更		備考
			意匠	その他	
①屋外広告物許可申請書 (規則 第1号様式)		○			
②屋外広告物変更許可申請書 (規則 第2号様式)			○	○	
③付近の見取り図		○			縮尺1/2,500程度の地図等に設置場所を記入(朱書)。
④色彩及び意匠を表す図面		○	○	○	広告物の色彩図(立面図に着色も可)。 赤、緑、紫の各色彩を使用する場合は、色見本を添付(メーカー名、番号、色の名称を記載)
仕様書及び設計書	⑤敷地配置図・平面図	○		○	広告物の設置場所を記入(朱書)。
	⑥立面図	○		○	広告物設置場所を記入。屋上の場合には図面上にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑦構造図	○		○	広告物の構造を示す図面。(基礎構造図、取付断面図を含む)。照明の取付状況を示す図面。
⑧確認済証及び確認申請書 (建築物)の第1面～第5面の写し		△ ※1 ※2			※1。屋上広告物の場合、または屋上広告物が軒下広告物か判別できない場合に必要。(建築物断面図でも可) ※2。展望規制地域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合に必要。
⑨道路占用許可書の写し		△ ※3		△ ※3	※3 道路(公道)の上空を占有する場合に必要。
⑩委任状		△ ※4	△ ※4	△ ※4	※4 申請者が第3者に申請を委任する場合に必要。

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

※申請部数 各2部

屋外広告物申請許可手数料について

手数料の額については、「河合町手数料条例（平成 12 年 3 月 27 日条例第 3 号）」に規定

屋外広告物許可手数料と許可期間

種 類	許可期間	許可手数料
屋上広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	1 個の広さ 5 平方メートルまで 1,500 円。 広さ 5 平方メートルを増すごとに 1,500 円を加算する。
軒下広告物又はこれを掲出する物件		
へい及びかき広告物又はこれを掲出する物件		
広告塔及び建植広告物又はこれらを掲出する物件		
アーチ広告物		
電柱広告物(突き出し広告、巻き付け広告)	1年以内	1 件 5 個まで 1,000 円。 5 個を増すごとに 1,000 円を加算する。
気球広告物又はこれを掲出する物件	1年以内	1 個 1,000 円
広告幕(懸垂幕、横断幕、旗、のぼり旗等)又はこれを掲出する物件	1年以内	1 個 500 円
立看板	2ヵ月以内	1 件 5 個まで 1,000 円。 5 個を増すごとに 1,000 円を加算する。
はり札	1年以内	1 件 5 個まで 500 円。 5 個を増すごとに 500 円を加算する。
はり紙	1ヵ月以内	1 件 100 枚まで 500 円。 100 枚を増すごとに 500 円を加算する。

注

1. 1 件とは、形状、大きさ、意匠等同一のもので一括申請されたものをいう。
2. 単位の端数は、1 単位に切り上げる。

○問い合わせ 〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部 1 丁目 1-1

河合町まちづくり推進部 地域活性課

電話番号 0745-57-0200（内線 193）

その他の注意事項

□適正な管理と自主撤去

●許可の表示

許可を受けた広告物は、許可の標識を必ず付けてください。

●管理義務

設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

●撤去義務

許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示又は申請者は責任をもって撤去してください。

●罰則の適用

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、罰則に処せられます。

屋外広告業届出・屋外広告物講習会

□屋外広告業届出

奈良県内で屋外広告業を営むには、知事に届出が必要ですので、県担当窓口までお問い合わせください。

また、屋外広告物講習会修了者等を営業所ごとに置くことが義務づけられています。

なお、氏名（名称）・所在地・代表者・講習会修了者の変更があった場合は、屋外広告業変更届が、屋外広告業を廃止するときは、屋外広告業廃止届が必要です。

□屋外広告物講習会

講習会の講習科目は、次のとおりです。

●屋外広告物に関する法令

●屋外広告物の表示の方法に関する事項

●屋外広告物の施工に関する事項

屋外広告物県担当窓口

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課

TEL:0742-22-1101（代表）